



(全国一律)低所得の子育て世帯を支援するため給付金を支給します

給付金を装った
詐欺に
ご注意ください

申問 子ども育成課医療・手当係 ☎72-2111

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子育て負担の増加や支出の増加の影響を勘案し、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。(国制度)

申請方法 個人によって、申請方法・必要書類が違う場合や、申請が不要な場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請締切 令和5年3月15日(水)必着

1. ひとり親世帯



対象 次の①～③の

いずれかに該当する人

- ①令和4年4月分の児童扶養手当が支給される人
- ②公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている人

支給額 児童1人当たり5万円

2. ひとり親世帯以外の子育て世帯



対象

令和4年度住民税(均等割)非課税者

次の①～⑤のいずれかに該当する人

- ①令和4年4月分の児童手当受給者
- ②令和4年4月分の特別児童扶養手当受給者
- ③令和4年度中に16歳から18歳を迎える児童の他に中学生以下の児童を養育している人
- ④令和4年度中に16歳から18歳を迎える児童のみを養育している人
- ⑤令和5年2月末までに生まれた新生児を養育している人

令和4年1月1日以降の家計急変者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人で、次の⑥～⑨のいずれかに該当する人

- ⑥令和4年4月分の児童手当受給者
- ⑦令和4年4月分の特別児童扶養手当受給者
- ⑧令和4年度中に16歳から18歳を迎える児童以下を養育している人
- ⑨令和5年2月末までに生まれた新生児を養育している人

対象児童 平成16年4月2日～令和5年2月28日生まれの児童

※特別児童扶養手当支給対象となる障がいのある児童は平成14年4月2日～令和5年2月28日生まれの児童

支給額 児童1人あたり5万円



「おごおりリーガルエイドプログラム協定」を締結しました

問 福祉課生活福祉係 ☎72-2111

5月25日、市は生活保護受給者などの法律相談を支援するため、福岡県弁護士会、法テラス福岡と「おごおりリーガルエイドプログラム協定」を締結しました。協定締結により、生活保護受給者などが抱える借金や離婚・相続などの法律上の問題に関して、弁護士が毎月市役所で無料法律相談を実施します。





あすてらすの利用方法が変わりました

問 健康課総務係 ☎72-6666



感染症の影響を踏まえ、あすてらすの利用方法を制限していましたが、福岡コロナ警報解除を受け、利用制限を緩和します。

貸館

食事を伴う場合の人数制限を撤廃します。
※食事の際は、会話を控えてください

プール・トレーニング室

予約なしで利用できます。

プレイルーム、交流サロン

利用の際、総合受付への声掛けは不要になります。

満天の湯

- 予約なしで利用できます
※家族風呂は引き続き予約制
- 娯楽室の利用を再開します

新型コロナウイルスワクチンの集団接種のため、以下の日は満天の湯を休業とします(全て日曜)

7月24日・31日、8月7日・21日・28日、9月4日・11日・18日

※感染防止対策のための一部制限は継続します。ご理解のほどよろしくお願ひします
※詳しい利用方法は、市ホームページをご覧ください



生ごみ処理機の購入費を補助します

申問 生活環境課リサイクル推進係(南別館1階) ☎72-2111

家庭から出る生ごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機の購入に対し、補助をしています。補助を希望する人は、購入前に予約が必要です。

対象

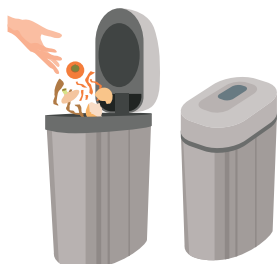
- **コンポスト容器**(1世帯2個まで)
補助金額 購入金額の半額
(1個2千円を上限)
- **EMボカシ容器**(1世帯2個まで)
補助金額 購入金額の半額
(1個1千円を上限)
- **電気式生ごみ処理機**(1世帯1台まで)
補助金額 購入金額の半額
(1台2万4千円を上限)

手続の流れ

- ①生活環境課へ窓口または電話で予約
- ②予約後1か月以内に購入し、販売店で購入領収書をもらう
- ③領収書、保証書(電気式のみ)、印鑑、振込口座が分かるもの、住所が分かるものを生活環境課へ持参
- ④交付決定通知後、補助金を指定の口座へ振込み

注意

- 令和4年4月以降に購入したものに限りません
- 中古品は補助対象外です
- 購入の店舗、機種(メーカー)の指定はありません
- 一度補助を受けると、以後4年度の間は同じ種類の生ごみ処理機の申請はできません
- 予算の範囲内での実施のため、なくなり次第終了となります



生ごみ処理機を使用すると

- ごみの量や重さが減るため、ごみ袋の節約になり、ごみ出しが楽になります
- 生ごみを堆肥化して、家庭菜園などに有効活用できます
- ごみ減量とリサイクルを直接感じることができます



国民健康保険税の納税通知書を 7月中旬に送付します

問 国保年金課国保係 ☎72-2111

令和4年度の国民健康保険税(国保税)の納税通知書を7月中旬に送付します。国保税は、加入者の皆さんが病気やけがをした時の医療費に充てる貴重な財源です。必ず納期限までに納めましょう。

国保税の納税義務者は世帯主

世帯内に加入者がいれば、国保税は世帯主に課税されます。したがって、世帯主自身がほかの健康保険に加入していても、納税義務者は世帯主となり、世帯主が世帯内の加入者分をまとめて納付します。

※国保税の軽減措置を受けるためには、世帯主と被保険者の所得を申告する必要があります。前年中に収入がなくても申告をお願いします

令和4年度の変更点

- ・賦課限度額が引き上げられます。
医療分63万円→65万円
後期高齢者支援分19万円→20万円
- ・子どもの均等割が5割減額となります。詳しくは、納税通知書をご確認ください。

国保税の納付が難しい人へ

新型コロナウイルス感染症の影響などで納付が難しい人は、納税の猶予や税の減免を受けられる場合があります。まずはご相談ください。



国民健康保険「限度額適用認定証」の 更新には申請が必要です

申問 国保年金課国保係(本館1階) ☎72-2111

国民健康保険の限度額適用認定証の有効期限は、7月31日(日)です。引き続き認定証が必要な人は、必ず更新手続きをしてください。自動更新ではないのでご注意ください。

対象 小郡市国民健康保険に加入しており、次のいずれかに該当する人

- ①70歳未満の人
- ②70歳以上75歳未満の市県民税非課税世帯(国保世帯の世帯主と加入者全員が住民税非課税)の人
- ③70歳以上75歳未満の現役並み所得者で、課税所得が145万円以上690万円未満の人

※上記以外の方は、7月中に郵送する「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が認定証を兼ねているため、申請不要です

※国保税の滞納がある世帯は、認定証の交付が受けられない場合があります

有効期限 申請月の初日～令和5年7月31日

※市県民税非課税世帯の長期入院該当の適用日は、申請月の翌月1日となります

申請方法 持参物を持って、窓口での手続き

持参物

- ・現在持っている認定証
- ・健康保険証
- ・入院の事実を証明するもの(領収証など)

※市県民税非課税世帯で長期入院(過去1年間に91日以上)した人のみ

- ・マイナンバーがわかる書類(世帯主と対象者分)

申請締切 8月31日(水)



後期高齢者医療のお知らせ

問 国保年金課医療年金係 ☎72-2111

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

令和4年度の保険料は、前年中の所得と世帯の課税状況に基づき決定します。
詳しくは、7月中旬に送付する通知書をご覧ください。

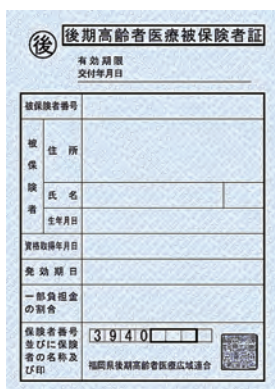


新しい後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在の被保険者証(紫色)の有効期限は、7月31日です。
令和4年度は、被保険者証を年2回、特定記録で送付します。

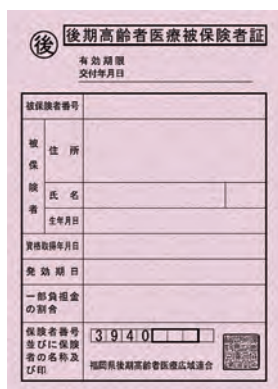
【1回目(水色)】

発送は7月中旬です。
(有効期間)
令和4年8月1日～
9月30日



【2回目(桃色)】

発送は9月中旬です。
(有効期間)
令和4年10月1日～
令和5年7月31日



後期高齢者医療の限度額適用認定証、 限度額適用・標準負担額減額認定証も 8月更新です

現在の認定証の有効期限は、7月31日です。既に認定証を持っている人で、引き続き認定証の対象となる場合は、8月1日から使用できる認定証を7月下旬に送付します。

認定証を持っていない人で、新たに交付を希望する場合は、申請が必要です。次のものを持参し、手続きしてください。

持参物 被保険者証、入院日数が確認できる領収書(区分Ⅱで90日を超える入院のとき)
※対象は、区分Ⅰ、区分Ⅱ、現役並みⅠ、現役並みⅡの人です
※区分Ⅱの限度額適用・標準負担額減額認定証は、令和4年度から保険証とは別便で送付します

医療費の窓口負担割合が変わります

後期高齢者医療では、10月から医療費の窓口負担割合の見直しがあります。

9月30日まで

負担区分と要件	医療費負担割合
現役並み 住民税課税所得145万円以上	3割
一般 住民税課税所得145万円未満	1割

10月1日から

負担区分と要件	医療費負担割合
現役並み 住民税課税所得145万円以上	3割
一般Ⅱ(※) 住民税課税所得28万円以上	2割
一般Ⅰ 住民税課税所得28万円未満	1割

※同一世帯に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいて、下記のいずれかに該当する場合は2割負担です

- ①単身世帯で「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が200万円以上
- ②複数世帯で被保険者全員の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が320万円以上